

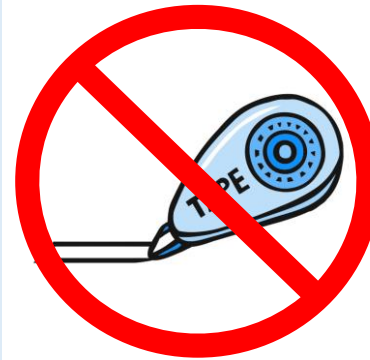
■保管場所(車庫)の要件について



登録書類作成・記入時 における注意点



消せるボールペン
使用禁止!



修正テープ・ペン
使用禁止!



スタンプ等による
加筆・修正禁止!

1. 駐車場、車庫、空き地等
道路以外の場所であること。



2. 使用の本拠の位置から
直線で2キロメートル以内
であること。

3. 自動車が行き来できる
道路から、支障なく出入させ、かつ、
自動車の全体を収容できること。

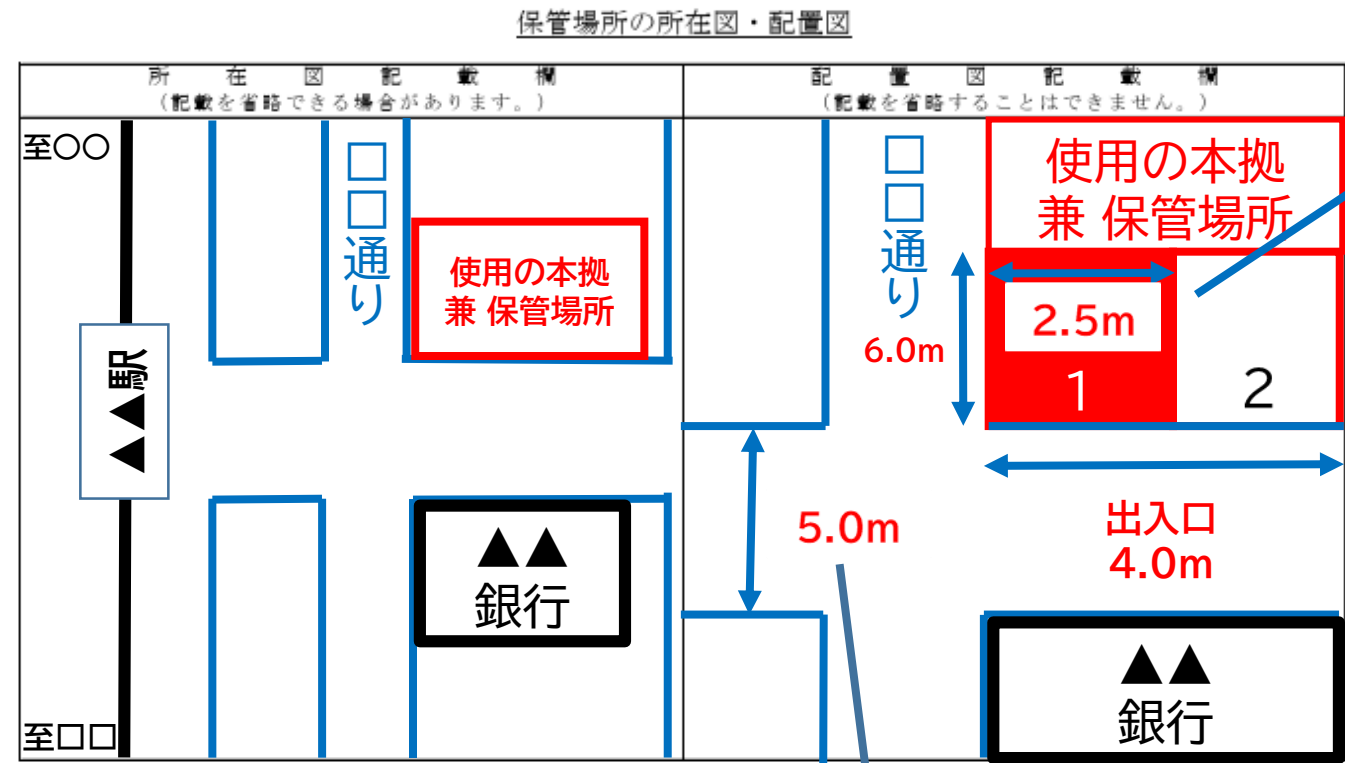
4. 保管場所として使用できる
権原を有していること。

参考:警視庁 保管場所(車庫)の要件と使用権原書面

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/hokan/syako_syousai/youken.html

■保管場所(車庫)所在図・配置図について

【自宅・会社敷地内に駐車場がある場合】



場所を明示して
奥行き、幅の寸法
を記載してください

- 所在地のPOINT
- 使用の本拠(自宅等) 兼 保管場所(駐車場)と記入
 - 駅や銀行など目標となる建物を記載
 - 付近の道路を記載

- 配置図のPOINT
- 駐車場に面する道路の幅を記載
 - 出入口の寸法を記載
 - 敷地内に2台以上止められる 区画がある場合その区画も記載

注 1 保管場所証明申請の場合で同申請書(自動車の保管場所
場所届出の場合で同届出書(自動車の保管場所の確保等)
を省略することができます。
2 所在図には、使用の本拠の位置(自宅、事業所等)と保
3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の
より記入してください。
4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、

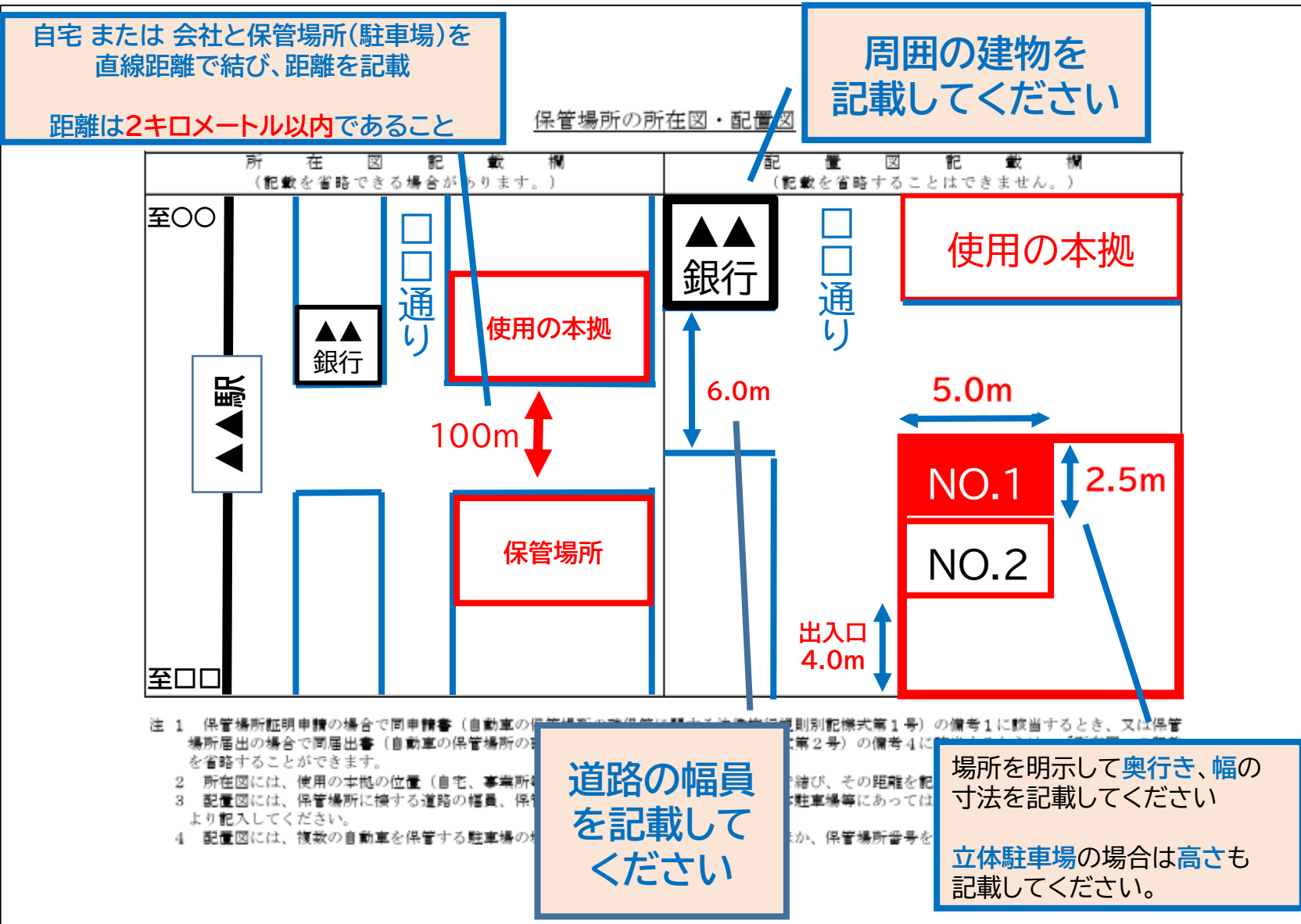
道路の幅員
を記載して
ください

周囲の建物を
記載してください

※インターネット上の地図をダウンロード等
して使用することは著作権侵害の可能性
がある為、ご遠慮ください。

■保管場所(車庫)所在図・配置図について

【駐車場を借りている場合】



- 所在地のPOINT
- 使用の本拠(自宅等)と保管場所(駐車場)を記入
 - 駅や銀行など目標となる建物を記載
 - 付近の道路を記載

- 配置図のPOINT
- POINT
- 駐車場に面する道路の幅を記載
 - 出入口の寸法を記載
 - 駐車位置番号を記載
- 駐車位置番号が無い場合は番号が無い旨を記載

※インターネット上の地図をダウンロード等して使用することは著作権侵害の可能性がある為、ご遠慮ください。